

令和6年第4回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

高山議長	皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達していますので会議は成立をいたします。ただいまより、令和6年第4回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、5番金谷議員、6番崎廣議員を指名いたします。 日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。
3番 松澤議員	本日召集されました、令和6年第4回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日7月4日の1日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。
高山議長	お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。 日程第3、町長就任の宣誓を行います。7月3日、平取町長に就任されました遠藤町長から、平取町自治基本条例第35条第4項の規定に基づき、就任時の宣誓を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。町長。
町長	平取町自治基本条例第35条第4項の規定によりまして、平取町長就任にあたり宣誓をさせていただきます。私、遠藤桂一は、平取町自治基本条例に掲げる町政運営の基本原則の情報共有、町民参加、協働、行政運営、議会、行政組織、連携・協力の各項目に規定する理念、基本制度を実現するため、公正かつ誠実に、職務を執行することを誓います。
高山議長	以上で、町長就任の宣誓を終わります。日程第4、町長の所信表明を行います。町長から所信について発言の申し出がありましたので、これを許します。町長。
町長	この度の平取町長選挙におきまして皆様のご支援を賜り、2期目の当選の栄に浴することができました。心からお礼申し上げますとともに、改めて町長という重要な責務、職の重さを強く感じているところでございます。 令和2年7月に皆様のお支援を賜り平取町長という重要な職を担わせていただきました。就任から昨年の5月までの約3年間、コロナ禍という状況下で、今まで前例のない難しい対応も多々ありました。

そのような状況下でもありましたが、私が進めていくべきまちづくりのテーマとして「豊かに暮らせるまち平取をめざす」ことを掲げ、農業・林業・商工業・観光関連業など地域産業・経済の活性化、国保病院の経営改善、医師、医療スタッフの確保をはじめ、高齢者介護施設の運営の支援などの医療・介護サービス・福祉保健健康づくり施策の推進、ゼロカーボンシティの取り組み、給食の無償化をはじめとする子ども子育て支援、アイヌ文化の振興・継承、教育環境の向上、平取高校の魅力化、ふるさと納税の推進など、平取町の現在・将来にとって必要な施策、事業について、議会をはじめ町民、関係機関の皆さんのご理解とお力添えの元、私なりに精いっぱい取り組んできたつもりであります。しかし、少子高齢化、人口減少、不安定な国内外の社会情勢などを起因とした新たな地域課題も次々と生じている現状があり、将来にわたり平取町が存続するためには、今、求められる様々な施策の展開がさらに必要との認識に立ち、引き続きこの職を担わせていただき、町民の皆さんと一緒にまちづくりに汗を流したいと強く思っているところです。

今回の私の立候補にあたってのテーマを「平取（みんな）の夢を未来（あした）につなぐ」とさせていただき、町民それぞれの夢を実現できる地域づくりを引き続き進めてまいり所存です。そのために今後、私が進めるべき施策の方向性について述べさせていただきます。

【活力を生む：産業の振興】

<農業>

基幹産業である農業において、「びらとりトマト」のブランドは確実に定着してきており、全国屈指の産地としての地位を築くに至っております。

しかし、生産農家の高齢化や離農により作付面積は減少してきており、後継者や新たな担い手を確保し、農地を守り産地を維持していくことの重要性が増しています。食料安全保障の観点からも、国民の命を守るという視点でも平取町の基幹産業である農業の振興発展を図らなければならないと考えております。そのために、従来の新規就農受入・支援制度に加え、令和5年度から運用を開始した「就農チャレンジ農場」における農業研修生の受け入れを進めるなど、次の世代を担う人材の育成に取り組んで参ります。また、農業の人手不足を補うためのスマート化や農業DXなども検討して参ります。

「びらとり和牛」の肉牛生産については、昨今の物価高の影響等で、価格が伸びず、生産者には厳しい状況が続いておりますが、何とかこのブランドを継承するために、畜産公社の経営強化をはじめ、様々な視点での検討を進めて参ります。

軽種馬・酪農・養豚等の畜産振興についても生産者及び関係団体と協議連携し、平取町としての支援を継続して参ります。

また、国の畑地化促進事業による水田の畑地化が急速に進む中、畑地化後の農地の有効活用に向けた流動化や、農業施設の効率的な維持管理など、各地域で

の農業課題等について方向性を見出すとともに、畑地化後に米の代替となる作物について、すでに麦などの栽培への取組も見られますが、それらを後押しする仕組みについても取り組んで参ります。

<林業>

農業と並んで、平取町は林業の町でもあります。パンデミック下のウッドショックなどを経て、輸入材と国産材の価格差が少なくなってきた現状もありますし、民有林も伐期が到来している山林が多くなっています。これら人工林を将来にわたって、40年、50年周期の適切な森林管理をしてゆく、そのための林道や作業道の開設整備などをさらに進めたいと考えております。

それには林業の現場での人材確保が大きな課題です。林業並びに木材製造業について、人材確保の取組みを強化して参ります。

また、木質バイオマスの活用を進めるため、地域内での林地残材や未利用材の活用などによる原料供給体制の具体的検討を進め、木質バイオマス燃料での再生可能エネルギーの創出による地域内経済循環型システムのさらなる構築をめざしてまいります。

<商工業>

人口の減少や後継者がいないなどの理由で閉店、廃業する商工業者が増え、街中のかつての活気が失われております。社会の変化や消費者の価値観の変化、インターネットによる販売方法の変革などを考えれば、以前のような形態での商店では経営が難しい現状はありますが、外部からの人材の確保も含めた平取町内での起業環境の整備や、より実効性のある後継者対策を進めて参ります。

<観光>

産業として生業として成り立つ観光業をめざします。平取町には他所から見て魅力のある、特有の観光の素材が多くあるものと思っています。日高山脈襟裳十勝国立公園の誕生でさらに登山などでの入込を期待できるとともに、アイヌ文化を体験できるツーリズムの確立なども、観光協会を軸とした関係機関との連携のもと取組を進めてまいりたいと考えております。

【健康で楽しく生きる：保健・医療・福祉】

<保健・健康づくり>

いつまでも健康でありつづけることは町民の皆さんが豊かに暮らして行けることの第一条件でもあります。生活習慣病の予防対策や検診体制の強化を引き続き図って参ります。町民の健康づくりに対する意識も高まっていることを感じており、がん検診などの検診率は管内、全道平均を大きく上回っている状況です。さらに健康づくりをまちづくりの大きな柱として位置づけ、食育などもさらに拡充し、健康で暮らし続けられる環境づくりを進めて参ります。

<医療>

平取町国民健康保険病院は、町民の命と健康を守るための病院として、地域が必要とする医療の展開を図って参ります。

病院経営に関しては、医師を中心とした医療スタッフの努力により収益は改善傾向が顕著であります。令和6年度から国の公立病院経営強化ガイドラインに沿った、「平取町国民健康保険病院経営強化プラン」をもとに経営の健全化の具体的な方策や様々な角度からの検討を行い、近隣医療機関などとの広域的連携の具体的な内容をさらに検討し、持続可能な地域医療を提供できる病院づくりをさらに進めて参ります。

<子ども・子育て>

平取町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりを、国の施策も注視しながら平取町独自の支援に引き続き取り組んで参ります。

平取町で1年間に生まれる子供の数は20人に満たない状況となっています。さらに少子化は進む予測でもあり、それに伴う保育園の運営も非常に厳しい現状がありますので、今後の平取町の保育体制、保育所の在り方などについて、関係者との協議のうえ、現実的な方向性を検討して参ります。

<高齢者>

健康寿命を延ばし、自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービス、将来にわたって安定した介護保険制度の確立をめざし、平取福祉会、病院、地域包括支援センター、平取町社会福祉協議会や、企業等が相互に連携し、健康づくりや介護予防に取り組んでいける体制のさらなる強化充実を図って参ります。合わせて、この分野での人材確保についても、支援を継続して参ります。

<障がい者>

障がいのある方が、可能な限り地域での自立をめざすことができるよう、就労の場の拡充と住居などの確保が求められておりますので、関係団体と連携、協議し、より具体的な整備手法とスケジュールを検討して参ります。

【豊かな心を育む：教育・アイヌ文化】

<学校教育>

個性や創造性を育む教育を進めるとともに、平取町の未来を担う人材を育成するため、まちづくりに積極的に関わる取り組みを進めて参ります。

少子化を背景に、小規模校化がさらに進む現状があるため、町内の学校の将来の適正な配置と良好な教育環境がどうあるべきかなどの課題を、町民の皆さん

との協議、議論により方向性を探って参ります。

地域の高校がなくなること、計り知れない地域の衰退が懸念されることから、平取高等学校の存続のため、町内中学卒業生の平取高校への進学率向上をめざすとともに、町外からの入学者の獲得について取り組みを進めるなど、魅力化をさらに進めて参ります。

<アイヌ文化>

アイヌ文化の振興継承につきましては、新たな法律の施行後、交付金制度の活用などにより、以前から重点施策としても取り組んできた経緯があります。平取町のアイヌ文化継承の取り組みは、全国のリーディングプロジェクトとしても高く評価されるに至っています。

イオル再生事業、21世紀アイヌ文化伝承の森プロジェクト事業、大学間連携事業、シシリムカ文化大学運営事業などの各種事業や、国内外からの注目と高い関心が集まるアイヌ文化の魅力の情報発信をさらに積極的に進めるとともに、当町のめざす伝承者の育成、伝承に必要な自然素材の確保、各種団体との文化交流促進などをさらに深化した平取町ならではのアイヌ文化の振興、継承を推進していきたいと考えています。

【快適にくらす：インフラ・環境】

<生活基盤>

道路や河川水道といった生活に直結するライフラインの整備を、優先度を考慮し、さらに進めて参ります。

また、町民の足の確保については高齢化が進む中、通院や買い物などの交通手段、それから町外から平取町を訪れる公共交通機関が、民間運行業者の人材の確保などが厳しくなる中、さらに便が減っていく厳しい状況ではありますが、町民の移動ニーズを的確に捉え、効率的な交通手段の確保にさらに取り組んでいきたいと考えています。

また、特に若い方が住みたいと思う住宅が不足していたり、整備が追い付いていない現状もありますので、公営住宅の整備や、民間の力も借りて住環境の整備を進めていきたいと思っています。また、増え続ける空き家を有効利用できる仕組みづくりや、危険廃屋等の撤去も進めて参ります。

<防災>

今年は能登半島で大規模な地震が発生し、多くの方が犠牲になられインフラ等にも大きなダメージを与えておりますが、地震や洪水はいつ来てもおかしくないという認識で、災害に強いまちづくりと災害時の支援体制の強化、コミュニティタイムライン等の構築を図って参ります。

<環境・エネルギー・景観>

地球温暖化脱炭素の取り組みとして、平取町も2045年にゼロカーボンシティをめざすこととしており、すでに木質バイオマスでの発電を行い病院や公民館に送電し、その効果も認められております。さらに木質バイオマス燃料等による地域で賄えるエネルギーの割合を増やし、循環型地域エネルギーと地域経済の仕組みを構築して参ります。

平取町の魅力として多くの町民が認識している、アイヌ文化や農林業を育む自然豊かな平取町らしい景観を将来にも継承しなければなりません。平取町景観づくり条例や平取町景観計画、文化的景観保存計画に沿って、平取町ならではの景観の保全に努めて参ります。

【みんなで力を合わせる：協働・行財政】

<協働>

平取町自治基本条例に則し、情報共有と住民参加を基本として町政運営を継続して参ります。人口減少、高齢化、コロナ禍などの影響で、地域のコミュニティ活動の維持が難しいという課題が顕著になっています。各地域での組織の在り方や再編なども視野に、コミュニティの維持継続に向け、自治振興会や関係団体と議論協議し、集落支援員などの設置など、具体的方策を探って参ります。

<行政運営>

変化する住民ニーズに対応できる役場機能の検討と職員の育成に努めて参ります。そのために職員研修の強化や他団体との人事交流などを積極的に進めて参ります。また、優秀な人材確保のため、多様な職員採用の手法を検討して参ります。また、住民サービスの向上や省力化をめざす自治体DXの検討も進めて参ります。

あわせて、町内の医療や介護、福祉関係施設や保育園等における人材確保が厳しい状況であることから、平取町としても待遇改善等による支援を継続し、必要な人材の確保に努めて参ります。

また、役場庁舎など、改築の必要性が大きい公共施設の整備方針、スケジュールなどを明らかにしてまいります。

<財政運営>

中長期的視点で常に財政状況を検証し、健全化と持続可能な財政運営に引き続き取り組んで参ります。

特別会計を含む令和5年度末の起債残高は97億円を超えており、今後、経常経費のさらなる節減と投資的経費での適切かつ慎重な事業の選択が必要になっています。

国や道、関係機関等の制度による特定財源や良質起債の充当などを必須の条件としながら、適正規模の財源運営に努めて参ります。

ふるさと納税については、財源の確保という見地からも積極的に進め、平取町

の魅力向上と新たな商品開発や販路拡大へとつなげるため、寄附金の増額を目標として取り組みを強化して参ります。

以上、まだまだ言い尽くせないところもありますが、主な施策ごとに述べさせていただきます。

減少する人口にいかに関止めをかけるかが、町政運営の大きな課題であることは間違いではありません。しかし、今後は、人口減少を前提としたまちづくり、いわゆる「縮小社会」を意識した地域経営が求められるものと考えております。それには長期にわたる地域社会を展望する議論が必要です。この議論には町民、議会、首長等での総力戦が必要と強く認識しているところです。議員各位の特段のご尽力をお願いいたします。

私は今までの行政職員としての経験や、この４年間で培った首長としての経験、さらに広がった人的ネットワークなどを活かし、引き続きこの町のリーダーとして豊かに暮らせるまち平取町をめざし、さらに「平取（みんな）の夢を未来（あした）につなぐ」を新たなテーマとして、２期目に向け、平取町の町政運営のかじ取りを担わせていただく所存でありますので、各位の引き続きのご理解とご支援を心からお願い申しあげ、所信表明といたします。

高山議長

以上で、町長の所信表明を終了します。

日程第５、議案第１号、副町長の選任についてを議題とします。本議案については、同意案件でもありますので、佐藤副町長は退席を願います。

（副町長退席）

それでは提出者である町長からの説明を求めます。町長。

町長

議案第１号、副町長の選任についてご説明いたします。平取町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第１６２条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。選任する方は、住所、沙流郡平取町本町２５番地１、氏名、佐藤和三、生年月日、昭和３７年１月１３日、６２歳でございます。次のページをご覧ください。経歴概要となっております。昭和５５年３月に北海道立富川高等学校を卒業いたしまして、同年４月１日に平取町役場に奉職しております。主な役職として、平成１０年１０月に町民課付係長として社会福祉協議会で勤務、平成１１年４月から保健福祉課介護保険係長、平成１５年１月には町村合併協議会事務局勤務のため門別町に派遣となっております。その後、まちづくり振興課町村合併対策室係長、総務課行政改革推進係長、主幹、生涯学習課主幹、平成２４年４月からの２年間は労働組合の上部組織の専従職に当たるための休職となっております。平成２６年４月からはまちづくり課主幹、平成２８年４月にはアイヌ施策推進課長、平成３１年４月から総務課長、令和２年７月からは副町長として、私と一緒に町政運営の先頭に立って、諸課題と向き合ってきております。佐藤和三氏の職務に対する真摯な姿勢は高く評価されるものがあり、町民や職員からの信頼も厚いものがございます。また、

経歴にあるとおり、介護保険制度の初期の運用期、市町村合併、総合計画の策定、新たな段階でのアイヌ施策の推進、副町長としてはコロナ禍対応、行財政等のさらなる適正運用に向けて、庁内での意見集約と、具体的手法の検討などを初め、町のこれまでの重要な局面に多く携わり、着実に仕事を進めてきた実績もございます。このことから、平取町の副町長として最もふさわしい方と考えておりますので、同意の提案をさせていただくものです。ご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号、副町長の選任については、提案のとおり同意することに決定いたしました。

（副町長着席）

佐藤副町長より発言を求められていますので、これを許します。佐藤副町長。

副町長

はい。議長の配慮によりまして、発言が認められましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。ただいまは、副町長の選任にご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。令和2年7月から副町長に就任、以来4年間、議員の皆様や、あるいは職員の皆様に支えられ、何とか勤め上げることが出来ました。心から感謝とお礼を申し上げます。この間、町政を取り巻く環境は日々変化をして、特に、この4年間の前半は新型コロナウイルス感染症ということで、その対応ということで職員共々これまでに経験したことのない、対応が求められました。自治体を取り巻く環境は常々厳しいと表現されますが、まちの行政は、少子高齢化や人口減少、社会経済情勢の変化に対応しつつ、より一層の効率的な運営に努め、健全な財政を確保していくことが求められています。将来を見通し、町民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、また、まちの数ある資源を生かし、人が集まり活力あるまちの維持、発展を目指し、しっかりと行政運営を進めていかなければなりません。私はもとより微力ではございますけれども、町長の補佐役として、まちのために誠心誠意努力し、職員とともに一丸となって参りたいと思っていますので、議員の皆様におかれましては、これまで以上のご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ですけども就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

高山議長

日程第 6、報告第 1 号、陳情審査の結果報告について、日程第 7、報告第 2 号、陳情審査の結果報告について、日程第 8、報告第 3 号、陳情審査の結果報告について、日程第 9、報告第 4 号、陳情審査の結果報告について、以上 4 件を一括して議題といたします。各常任委員長からの陳情審査結果報告書については、お手元に配付のとおりです。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。

日程第 6、報告第 1 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 6、報告第 1 号については、報告のとおり採択と決定しました。

日程第 7、報告第 2 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 7、報告第 2 号については、報告のとおり採択と決定しました。

日程第 8、報告第 3 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 8、報告第 3 号については、報告のとおり採択と決定しました。

日程第 9、報告第 4 号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 9、報告第 4 号については、報告のとおり採択と決定しました。休憩します。

（休 憩 午前 10 時 01 分）

（再 開 午前 10 時 03 分）

それでは再開いたします。お諮りします。意見書案第 3 号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第3号について、提出議員からの説明を求めます。1番井澤議員。

1 番
井澤議員

1 番井澤です。意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について、地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう、社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応を迫られる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。記、1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、それらの支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むなど、より抜本的な改善を行うこと。4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、特段の配慮を行うこと。5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反するようなことは今後採用しないこと。6. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。7. 会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財源需要を十分に満たすこと。8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。9. 地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。令和6年7月4日、北海道沙流郡平取町議会議長、高山修、提出議員は、井澤敏郎、賛成議員は崎廣秀樹議員、金谷満議員です。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政政策

担当)です。以上です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、追加日程第1、意見書案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第4号について、提出議員からの説明を求めます。1番井澤委員。

1番
井澤議員

1番井澤です。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)。義務教育国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が、2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。22年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は全国で14.28%(7人に1人)、北海道においては全国で8番目に高い、18.02%(5人に1人)となっており、依然として厳しい実態にあります。そのようなことを鑑みて、記、1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。2. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うように要請します。3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。令和6年7月4日、

北海道沙流郡平取町議会議長、高山修、提出議員は、井澤敏郎、賛成議員は、千葉良則議員、四戸正彦議員、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって追加日程第2、意見書案第4号については、原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第5号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」

（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第5号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第5号について、提出議員からの説明を求めます。1番井澤議員。

1 番
井澤議員

1 番井澤です。道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出について。道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者減少などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（24年4月現在）となり、この3年間でさらに増加します。「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」と定められたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。そのような状況から、記、1.

道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。２．すべての道内公立高校の学級定員を３０人以下に引き下げること。３．教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃すること。４．希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するよう、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。５．平取高校の存続に向け、様々な視点からの方策を講じること。令和６年７月４日、沙流郡平取町議会議長、高山修、提出議員は、井澤敏郎、賛成議員は、崎廣秀樹議員、金谷満議員、提出先は北海道知事、北海道教育委員会教育長です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、追加日程第３、意見書第５号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。意見書案第６号、２０２４年度北海道最低賃金改正塔に関する意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第４として議題にしたいと思います。ご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第６号を日程に追加し、追加日程第４として議題にすることに決定いたしました。

追加日程第４、意見書第６号について、提出議員からの説明を求めます。２番中川議員。

２番
中川議員

はい、２番中川でございます。２０２４年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収２００万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和４年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも３９．６万人と、給与所得者の２３．３％に達しています。また、道内の常用労働者２１６万人の内、４８万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。令和５年８月３１日に開催された第２１回『新しい資本主義実現会議』において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより２０３

0年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。記、1.賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。2.設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,078円」を下回らない水準に改善すること。3.賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップの構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。提出議員は、私、中川でございます。賛成議員は、萱野議員、松澤議員でございます。提出先は、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長でございます。以上説明が終わりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、追加日程第4、意見書案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

本臨時会に付された事件の審議状況を報告します。議案1件で同意1件、報告4件で採択4件、意見書4件で原案可決4件。以上で全日程を終了しましたので、令和6年第4回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉 会 午前10時24分)